

## 持続可能な財政運営のために

### 【ゆめおりプランでの位置づけ】

第 1 編第 3 章 第 3 節 持続可能な財政運営

### 【個別計画の状況】

個別の計画はありません。

### 【本日の説明項目】

税務部の業務は「持続可能な財政運営」のために、市税の適正な賦課と徴収を行うことで、財政運営の基盤となる歳入の確保を図ることです。

そのため、「課税・徴収事務の効率化」を図るとともに、「課税客体の適正な把握」や「市税の収入率の向上」に努めています。

#### 1. 市税の適正な課税と徴収

##### ・ 課税客体の適正な把握

住民税課・・・ 個人市民税・法人市民税・軽自動車税・事業所税の課税事務を行っている。

個人市民税は 1 月 1 日の居住地で、前年の所得に対して課税

法人市民税は市内にある事務所や事業所等がある法人に課税

軽自動車税はバイクや軽自動車の 4 月 1 日の所有者に課税

事業所税は、事務所面積 1,000 m<sup>2</sup>を超える場合に資産割を、従業員 100 人を超える場合に従業者割を課税

参考：	個人市・都民税納税義務者	271,522	人	係数は平成 21 年度決算数値
	法人市民税納税義務者	12,660	法人	
	事業者税納税義務者	552	法人	
	軽自動車課税対象車輦	121,452	台	

資産税課・・・ 土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税及び都市計画税の課税事務を行っている。

固定資産税は 1 月 1 日の固定資産（土地・家屋等）の所有者に課税

都市計画税は 1 月 1 日の市街化区域の土地・家屋の所有者に課税

また、国等が所有する固定資産（土地・家屋等）については、交付金として受け入れている。

その他、特別土地保有税は平成 15 年度から課税停止となっている。

参考：土地	課税対象筆数	292,224 筆	納税義務者（法人含む）	142,951 人
家屋	課税対象数	144,990 棟	”	145,599 人
償却資産			”	4,316 人

係数は平成 21 年度決算数値

納税課・・・ 国民健康保険税を除く市税の徴収・収納事務を行っている。  
滞納整理事務については、差押処分を強化し、差押えた財産のインターネット公売を実施している。

税制課・・・ 税証明の発行や「市税白書」などの発行や租税教育事務及び税務部の庶務事務などを行っている。

#### 滞納解消

対策本部・・・ 市債権の滞納解消に関する事務その他の債権所管への助言・指導などの事務を行っている。  
全庁あがての納付促進活動実施も担当している。

### 2. 課税事務・徴収事務の効率化

総合税システムを活用するとともに、各課では個別システムを導入して事務の効率化を図っている。

- ・資産税課は地図情報システムを活用した評価支援システムの導入
- ・滞納整理を効果的に行うため、滞納整理システムの導入 他

### 3. 市税収入率の向上

滞納繰越を増加させないため、現年度課税分の収入率の向上を図るとともに滞納対策の強化も取組んでいる。

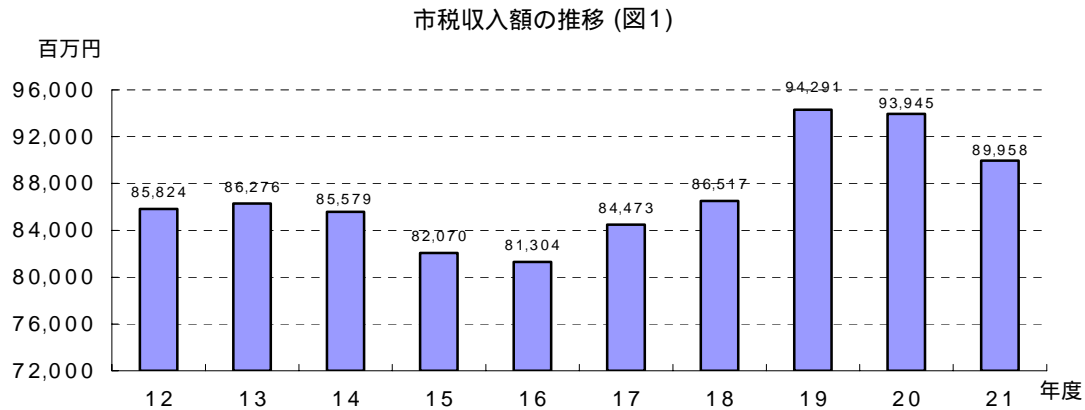
参考：収入率の推移

年度	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
現年課税分	98.3 %	98.3 %	98.2 %	98.1 %	98.1 %
滞納繰越分	25.3 %	23.9 %	24.8 %	23.5 %	25.1 %
合計	94.1 %	94.3 %	94.6 %	94.3 %	94.1 %

# 1 市税の状況

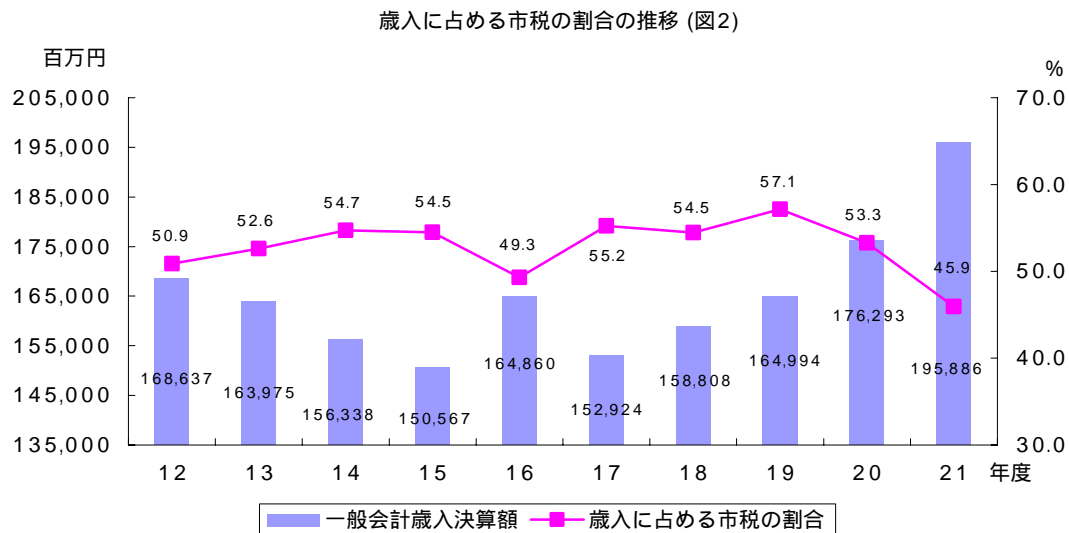
## (1) 市税収入額の推移

市税収入額は、実際に市に納付された税金の額です。市税収入額の推移は、図 1 のとおりです。平成 21 年度の市税収入額は 899 億 5,800 万円で、前年度と比べて 39 億 8,700 万円(4.2%)減少しています。減少の要因は、法人の業績が悪化したことが挙げられます



## (2) 歳入に占める市税

市の歳入には市税のほか、国庫支出金、都支出金、市債(借入金)、交付金、使用料、手数料などがあります。市税は、国や東京都に依存した財源ではなく、条例に基づいて課税し収納する自主財源ですので、歳入に占める割合が高い方が財政的に自立していることになります。



一般会計歳入決算額と歳入に占める市税の割合の推移は、図 2 のとおりです。平成 21 年度の歳入決算額は、1,958 億 8,600 万円で前年度と比べて 195 億 9,300 万円(11.1%)増加しましたが、市税収入は 39 億 8,700 万円(4.2%)減少しました。歳入に占める市税の割合は、歳入全体が増加したのに対し市税が減少したため、前年度と比べて 7.4 ポイント低い 45.9%となっています。

平成 22 年度 市税白書より